

とっとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり森・里山等自然保育事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（平成27年3月25日付第201400189017号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知）第4条第2項の規定により自然保育を行う園として認証された園（以下「認証園」という。）の事業者（以下「認証事業者」という。）が運営するために必要な経費への助成及び在園する児童に係る保育料（園則等に定められている保育料をいう。以下「保育料」という。）を軽減することにより、子どもたちが健やかに育つとともに子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、認証事業者に対し、予算の範囲内で次の各号の補助金を交付する。

- (1) 利用者が負担すべき経費を除き、認証事業者が補助事業を運営するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、別表の第1欄に掲げる基準額に同表の第2欄に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
 - (2) 認証園に在園する児童（保護者の居住地が鳥取県内の市町村である園児に限る。）で保護者と生計を一にする第2子（世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満であり、第1子が認証園に在園する児童に限る。）及び第3子以降に係る保育料（各施設による独自の軽減額を控除した月額（児童1人につき25,700円を限度とする。））に2分の1を乗じて得た額と認証園の軽減する保育料のいずれか低い額の年間合計額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以下とする。
- 2 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部子育て王国推進局長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第2号によるものとする。
- 3 前条第1項第1号の補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額

が明らかでないときは、前条第1項第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴わない変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第2号によるものとする。

3 第4条第1項第1号の補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

5 補助事業者は、規則第17項第1項の規定による報告のほかに、県が補助事業についての中間報告を求める場合は、県が別に定めるところにより、報告しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉健部子育て王国推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月8日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価及び算式は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行し、改正後のとっとり森・里山等自然保育事業費助成事業補助金交付要綱別表の1. 基準額の項に規定する児童一人あたりの月額単価は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1. 基準額	【児童一人あたりの月額単価】					
	1クラスにおける定員区分		3～12人	13～18人	19～24人	25人以上
	月額単価	基本単価	29,000円	25,910円	24,360円	23,440円
		有資格者加算単価	2,700円	1,800円	1,350円	1,080円
<p>備考</p> <p>児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所及び同法第29条第1項の地域型保育事業を行う事業所を利用し、当該児童の保護者が施設型給付費若しくは地域型保育給付費を受ける場合又は同法第59条の市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（同条第6号、第10号、第11号及び第12号に掲げる事業に限る。）を利用した場合（利用期間中、認証園における利用実績がない場合に限る。）における当該児童に係る月額単価は、その利用した日数分を月額単価から減ずる。</p>						
<p>この表の月額単価に基づき、次の算式によってクラスごとに計算される額の年間合計額</p> <p>○月額単価（基本単価＋有資格者加算単価×（各月当初における認証要綱別表に定める有資格者の数－1））×各月における次の要件を満たす利用児童の月当初の人数</p> <p>ただし、上記の有資格者の数は、クラスごとに利用児童数6人につき1人を限度とする。</p> <p>（1）申請した日の属する年度の初日の前日の年齢が2歳から5歳までであること。</p> <p>（2）保護者の居住地が鳥取県内の市町村であること。</p>						
2. 補助率	1 / 2					